

# えびの市保育料

# 【金額は月額表示】

# ※二人親世帯

幼稚園等保育料  
(幼稚園及び認定こども園の1号認定者)

(単位:円)

国階層区分		市階層区分		国基準	市基準
第1	生活保護世帯	生活保護世帯	第1	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税世帯	第2	0	0
	市町村民税均等割のみ	市町村民税均等割のみ世帯	第3		
第3	市町村民税所得割課税額77,100円以下	市民税所得割5,000円未満	第4	0	0
		5,000円～48,600円未満	第5		
		48,600円～57,700円未満	第6		
		57,700円～60,000円未満	第7		
第4	市町村民税所得割課税額211,200円以下	60,000円～77,101円未満	第8	0	0
		77,101円～88,000円未満	第9		
		88,000円～97,000円未満	第10		
		97,000円～133,000円未満	第11		
第5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	133,000円～169,000円未満	第12	0	0
		169,000円～211,300円未満			
		211,300円～256,000円未満			
		256,000円～301,000円未満			
第5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	301,000円～397,000円未満	第13	0	0
		397,000円以上			

保育所等保育料  
(認可保育所及び認定こども園の2号・3号認定者)

※標準は保育標準時間(11時間)認定、短は保育短時間(8時間)認定

(単位:円)

国階層区分	市階層区分	3歳未満 国基準		3歳未満 市基準		3歳以上 国基準		3歳児 市基準		4歳以上 市基準		
		標準	短	標準	短	標準	短	標準	短	標準	短	
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	19,500	19,300	市町村民税均等割のみ世帯	第3	12,600	12,300	0	0	0	0	0
				市民税所得割5,000円未満	第4	15,600	15,300			0	0	0
				5,000円～48,600円未満	第5	17,300	17,000			0	0	0
第4	市町村民税所得割課税額97,000円未満	30,000	29,600	48,600円～57,700円未満	第6	18,500	18,100	0	0	0	0	0
				57,700円～60,000円未満	第7	18,500	18,100			0	0	0
				60,000円～77,101円未満	第8	21,000	20,600			0	0	0
				77,101円～88,000円未満	第9	24,300	23,800			0	0	0
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	44,500	43,900	88,000円～97,000円未満	第10	28,500	28,000	0	0	0	0	0
				97,000円～133,000円未満	第11	32,600	32,000			0	0	0
				133,000円～169,000円未満	第12	39,400	38,700			0	0	0
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	61,000	60,100	169,000円～211,300円未満	第13	46,000	45,200	0	0	0	0	0
				211,300円～256,000円未満								
				256,000円～301,000円未満						第14	48,500	47,600
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	80,000	78,800	50,000	49,100	0	0	0	0	0	0	
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	104,000	102,400	65,000	63,800	0	0	0	0	0	0	

- えびの市在住の方の保育料については、太字で記載してあります。□の部分をご覧ください。
- 保育料の年齢は、今年の4月1日現在の満年齢を基準にして計算します。(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません。)
- 4月～8月までは、前年度の市民税額で算定し、9月～翌年8月までは、当年度の市民税額で算定します。(父母それぞれの合計額で階層判定を行います。父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合は、家計の主宰者も含めます。)
- 上記の保育料のほか、各園によって、給食費などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となる場合があります。
- 新制度に移行しない幼稚園については、各幼稚園が設定する保育料になります。
- 新制度に移行する幼稚園等については、その保護者に対する幼稚園就園奨励費補助金の適用はありません。
- 多子世帯の保育料の軽減については(兄弟姉妹で施設を利用する場合) 国基準どおしとします。
  - 3号認定の場合については、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満の場合は、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。
  - 第3子以降の保育料について、国基準では無料にならない場合は、市独自施策により、無料となります。
- ⑧「国基準」とは、国が定めている保育料で、「市基準」とは、保護者の方の負担軽減を図るために国基準よりも低く、市独自で定めている保育料で、「国基準」と「市基準」の差額は、市の財源で補填をします。